第

3503

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 4月 24日 木曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 償却方法の届出

○ :減価償却資産を新たに取得した場合には、届出が必要ですか?

A:原則的には届出が必要ですが、届出しなくてもよい場合もあります。

【解説】

減価償却資産を新規に取得して、その償却 方法を選定する場合には、原則として、申告 期限までに「減価償却資産の償却方法の届出 書」を所轄税務署長に提出しなければなりま せんが、次の場合には、届出書を提出しなく てもよいこととされています。

①みなし選定

平成19年3月31日までに取得した資産に適用している償却方法がある場合において、平成19年4月1日以後にその資産と同じ区分のものを取得したときは、届出書を提出しないでも、自動的に償却方法を選定したものとして取扱われることとなっています。したがって、たとえば、旧定率法を適用している資産と同じ区分の資産を平成19年4月1日以後に取得したときは、届出書を提出しなくても定率法が自動適用されることになります。

② 法定償却方法

減価償却資産には、法定償却方法(たとえば機械なら定率法)が定められており、これまで取得したことのない資産を取得して届出書を提出しない場合には、法定償却方法を選定したものとして取扱われることとなっています。したがって、法定償却方法でよいという場合は、届出は不要です。







